

杉野学区教育振興会（杉野教育会） 会則

(名称)

第1条 本会は、「杉野学区教育振興会（杉野教育会）」と称し、事務局を会長指定の学校に置く。

(会員)

第2条 本会は、当学区内に在住しその趣旨に賛同する者（一般会員）、並びに学校に勤務する教職員（現職会員）をもって構成し、毎年新学年度に下記の種別のいずれかの会費を納入することで新規または継続会員となる。

1号会員（一般会員） 年額 3,000円
(内 県教育会会費 2,000円 杉野学区教育振興会会費 1,000円)

2号会員（賛助会員） 年額 4,000円
(内 県教育会会費 3,000円 杉野学区教育振興会会費 1,000円)

3号会員（特別会員） 一括 31,000円
(内 県教育会会費 30,000円 杉野学区教育振興会会費 1,000円)

杉野会員（一般会員）杉野学区教育振興会会費 一口 1,000円

(目的)

第3条 本会は、会員相互の協力により杉野学区の各種の教育の充実発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、次の事業を行う。
1. 学校教育の推進およびクラブ・部活動の支援に関する事
2. 地域社会の子どもの安全に関する事
3. 地域社会の教育水準の向上に関する事
4. 会員の資質向上並びに相互の親睦を図る事
5. 公正な教育世論の喚起に努める事
6. 滋賀県教育会長浜支部（長浜市教育会）の事業に関する事
7. その他杉野学区の教育・文化・体育の振興に関する事

(役員、選出方法)

第5条 本会は、次の役員を置き、その選出は次の通りとし、任期はいずれも1年とする。ただし、再任は妨げない。
会長 1名 ― 杉野連合自治会長がこれにあたる。
副会長 1名 ― 杉野連合副自治会長がこれにあたる。
委員 14名 ― 各自治会長、民生児童委員代表、老人会長代表、小中PTA会長・母親代表、KOSS結いの郷代表、杉野学区出身市議会議員・教育委員、小中学校長・教頭とする。
顧問 若干名 ― 会長が委嘱する。
会計監査 2名 ― 前年度小中学校PTA会長と副会長がこれにあたる。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次の通りとする。
会長は、この会を代表し、会務を統理し、会議を召集する。
副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。
委員は、この会の事業計画、及び予算並びに重要事項について審議し、事業を執行する。
顧問は、この会の趣旨に基づき随時会長に意見を具申すると共に会長の諮問に応じる。
会計監査は、会計を監査する。

(部会)

第7条 当会に、次の部会を設ける。
学校教育部 社会教育部 会員部 文化・体育部

(部会の仕事)

第8条 部会の仕事は次の通りとする。
・学校教育部 ― 第4条第1項を取り扱う。
・社会教育部 ― 第4条第2項を取り扱う。
・会員部 ― 第4条第3項、4項及び本会の趣旨徹底、並びに会員の拡張を図ることを取り扱う。
・文化、体育部 ― 第4条第5項の内、美術展に関する事、及び第4条第6項に関する事を取り扱う。

(総会)

第9条 総会は、毎年1回以上これを開催し、会務の報告、予算決算の承認、この会の運営上の重要な事項を決する。
ただし、顧問の賛同により、役員会でこれを代行することができる。また、会長が必要と認めたときは、これを臨時に開くことができる。

(経費)

第10条 本会の経費は、会費並びに補助金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(その他)

第12条 この会は、当分の間、長浜市教育会の杉野分会（ブロック）を代行し、長浜市教育会と連携する。

(会則改廃)

第13条 本会則の改廃は、役員会で決し、総会で報告する。
付 則 この会則は、平成6年5月11日より施行する。
この会則は、平成14年5月17日に改正する。
この会則は、平成15年5月16日に改正する。
この会則は、平成16年3月3日に改正する。
この会則は、平成21年5月10日に改正する。
この会則は、平成22年1月29日に改正する。
この会則は、平成24年1月29日に改正する。